

## 県産品販路拡大支援事業の旅費に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、県産品販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）における旅費の取扱いについて定めるものとする。

### (旅費の計算)

第2条 旅費の計算にあたっては、「JR の時刻表」又は「旅費計算ソフトウェア」等を参考とすること。

#### (出発時刻及び到着時刻の基準)

第3条 用務地と用務地最寄駅等の所要時間は、通常の経路で要する時間とする。

2 前項により計算した時間が、出発時刻が8時より以前、到着時刻が22時を超える場合は、出張の日数を加えることができる。

### (県内出張の旅費)

第4条 県内出張（出張の目的地が事業所の存する都道府県の区域内にある出張をいう。）の旅費については、補助金の対象としない。

### (国内出張の旅費)

第5条 国内出張の旅費については、経済的な通常の経路及び方法により計算した次の額について、補助金の対象経費とすることができる。

(1) 航空賃、鉄道賃及び船賃は、エコノミークラス（普通クラス）による実費額

(2) 車賃（バス賃及びモノレール賃）は、鉄道を除く陸路旅行の実費額

(3) 宿泊費は実費額（ただし、1泊17,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。）

2 航空賃又は鉄道賃と宿泊費がセットになっているパッケージ商品を利用して出張する場合は、当該パッケージ料金を支給する。

### (海外出張の旅費)

第6条 海外旅費については、経済的な通常の経路及び方法により計算した次の額について、補助対象とすることができる。

(1) 航空賃、鉄道賃及び船賃は、エコノミークラス（普通クラス）による実費額

(2) 車賃（バス賃及びモノレール賃）は、鉄道を除く陸路旅行の実費額

(3) 宿泊費は実費額（ただし、1泊25,000円を限度とする。）

2 航空賃又は鉄道賃と宿泊費がセットになっているパッケージ商品を利用して出張する場合は、第5条第2項の規定を適用するものとする。

### (その他)

第7条 補助事業者において旅費規程が整備されており、上記第2条から第6条の規定と概ね同等の規定となっている場合は、岡山県と協議のうえ、補助事業者の旅費規程により算定することができる。ただし、上限は本規程の額とする。